

カジノ事業は35年間 撤退求めても訴訟に

都市経済委 井上議員が批判



井上浩議員

9日開かれた都市経済委員会では、井上浩議員は、カジノを核とした統合型リゾート（IR）の事業期間（区域整備計画の認定期間）が35年となっている問題について質問しました。

国の基本方針案では事業期間は初回10年、以後

5年ごとの更新で、そのたびに議会の議決が必要です。井上氏は、大阪の場合は10年経過して「カジノはやめたい」と撤退を求めても訴訟になり、カジノ企業から損害賠償を負うことになることを強調。35年という長い事業期間を先導したのは、秋生田光一文科相の講演（注）だと指摘しました。

井上氏は、府市のアドバイザーであるPWCあらたな有限責任監査法人の在籍者が、府市のカジノ

事業者選定委員の一員であるとともに、政府のカジノ管理委員会に勤務していると指摘。IR推進局が「問題ない」と答弁したのに対し、「3つの委員会に1つの法人が入っている。癒着のトライアングルの構図で、本当に公正公平な事業になるのか。（カジノ誘致に）前のめりになっている府市の市政が問われている」と厳しく批判しました。

（注）秋生田氏は昨年8月、大阪でのカジノ推進派の集会で講演。自治体とカジノ企業が結ぶ「実施協定」は認定期間を超える30年程度で結ぶことができ、自治体の都合で協定を更新しない場合は訴訟リスクが生じると発言しています。